○大野町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進し、生ごみの減量に対する町民意識向上と循環型社会形成の構築を図ることを目的とし、大野町生ごみ処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大野町補助金交付規則（昭和５０年大野町規則第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において補助の対象とする処理機等とは、次の各号に掲げるものとする。

（１）　電気式生ごみ処理機　電気を利用して攪拌、加熱、微生物による分解等を行う事で、生ごみの減量（消滅を含む。）化及び堆肥化をさせるもの（以下「生ごみ処理機」という。）ただし、ディスポーザー（生ごみを粉砕し、排水を浄化槽等に排除する機器をいう。）を除く。

（２）　コンポスト容器　生ごみを土に接触させて、土の中の微生物等の働きで分解して、たい肥化させるもの

（３）　町税等　大野町税条例（昭和３６年大野町条例第１４号）第３条第１項に掲げる町民税、固定資産税及び軽自動車税並びに当該徴税にかかる延滞金をいう。

（補助対象者等）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）　町内に住所を有し、かつ居住している者

（２）　一般家庭における生ごみの自己処理のため、生ごみ処理機及びコンポスト容器を購入し、自宅及び自己の所有する敷地内で使用する者

２　補助対象となる生ごみ処理機及びコンポスト容器は、市場に流通している商品でありかつ中古品又は転売品でないもの。

３　補助金を受けることができる生ごみ処理機及びコンポスト容器は、１世帯につき、生ごみ処理機及びコンポスト容器をそれぞれ１個（１セット）までとする。ただし、この補助金の交付申請をした日から５年を経過した者及び世帯についてはこの限りではない。

４　町税等の滞納がないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、購入金額（消費税及び地方消費税を含む。）の２分の１以内とし、予算の範囲内により補助金を交付する。この場合において、当該算定額に１００円未満の額があるときは、これを切り捨てるものとし、５万円を上限とする。

２　補助金には、次に掲げる費用を含まない。

（１）　生ごみ処理機及びコンポスト容器の配送料、設置に要する費用

（２）　生ごみ処理機及びコンポスト容器本体とは別に購入する消耗品等の費用

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第１号）により次に掲げる書類を添付して購入後６ヶ月以内に町長に申請するものとする。

（１）　領収書又は購入したことが分かる書類（購入金額、購入店及び購入日が記載されたもの）の写し

（２）　生ごみ処理機については保証書の写し

（３）　その他町長が必要と認めるもの

（交付決定通知）

第６条　町長は、前条の申請書の内容を審査し、適正と認めたときには、生ごみ処理機等購入費補助金交付決定書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　第３条の交付要件を満たさないなど、補助金を交付することが適当でない場合は、生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書を（様式第４号）を町長に提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第８条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　虚偽の申請その他不正の手段により補助金交付を受けたことが認められる者

（２）　補助金の交付までに町外へ転出した者

（３）　転売行為、又は返品等を行った場合

（４）　その他町長が補助金の交付を不適当と認める者

（協力及び調査）

第９条　補助金の交付を受けた者は、生ごみ処理機及びコンポスト容器を有効に活用し、生ごみの減量に務めるものとする。

２　町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じてアンケート調査等を行うことができる。

３　町長は、交付者に対して必要に応じて事業の成果を示すデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、施行日以降に購入された生ごみ処理機及びコンポスト容器について適用する。